

(ケアハウス)【老人福祉法】

1 利用者支援関係

主な指摘事項	指導内容
○ 事故発生防止のための研修について、特養と合同で行っているとのことだが、記録が確認できなかった。	○ 事故発生防止のための研修について、特養と合同で行っているとのことだが、記録が確認できなかったので、今年度は、年2回以上実施し、適切に記録を残すこと。
○ 身体拘束廃止のための委員会について、特養と合同で行っているとのことだが、記録が確認できなかった。	○ 身体拘束廃止のための委員会について、特養と合同で行っているとのことだが、記録が確認できなかったので、今年度は3か月に1回以上開催し、適切に記録を残すこと。
○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が作成されていなかった。	○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を作成すること。
○ 第三者委員が選任されていなかった。	○ 第三者委員を選任し、苦情の解決に努めること。
○ 口階の会議室が倉庫として使用されていたが、変更届がなされていなかった。	○ 口階の会議室が倉庫として使用されていたが、変更届がなされていなかったため、用途に変更がある場合は届出すること。
○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針が作成されていなかった。	○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を作成すること。
○ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。	○ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていなかったため、整備すること。
○ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が、一度も開催されていなかった。	○ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が、一度も開催されていなかったため、3月に1回以上開催し、記録に残すこと。
○ 身体拘束等の適正化のための研修が一度も開催されていなかった。	○ 身体拘束等の適正化のための研修が一度も開催されていなかったため、年2回以上開催し、記録に残すこと。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故発生時の対応について、再発防止策は十分検討されていたが、府に報告が行われていなかった。 ○ 事故発生時の対応について、委員会等で十分検討されていたが、府に報告が行われていなかった。 ○ 事故発生防止のための研修、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、それぞれ年1回しか行われていなかった。 ○ 身体拘束等の適正化のための研修について、実施されていなかった。 ○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、年2回以上実施しているとのことであったが、記録が確認できなかった。 ○ 事故発生時の報告について、重大な事故に関する府への報告が確認できなかった。 ○ 利用料規程のレクリエーション費の項目について、実態と異なる箇所及びあいまいな表記が見受けられた。 ○ 終結記録の整備がされていなかった。 ○ 事故発生防止のための委員会、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会、身体拘束等の適正化のための委員会について、開催されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故発生時の対応について、再発防止策は十分検討されていたが、府に報告が行われていなかったため、骨折、縫合、死亡に至る重大な事故等については、府に報告を行うこと。 ○ 事故発生時の対応について、委員会等で十分検討されていたが、府に報告が行われていなかったため、骨折、縫合、死亡に至る重大な事故等については、府に報告を行うこと。 ○ 事故発生防止のための研修、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、それぞれ年1回しか行われていなかったため、年2回以上実施し、記録に残すこと。 ○ 身体拘束等の適正化のための研修について、実施されていなかったため、年2回以上実施し、記録に残すこと。 ○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修について、年2回以上実施しているとのことであったが、記録が確認できなかったため、今後は適切に記録を残すこと。 ○ 事故発生時の報告について、骨折、縫合、死亡に至る重大な事故が発生した場合には、府に報告すること。 ○ 利用料規程のレクリエーション費の項目について、実態と異なる箇所及びあいまいな表記が見受けられたため、実態に即して改定すること。 ○ 終結記録の整備がされていないので、退所に至った経過や退所・措置解除理由等を記載し、整理すること。 ○ 事故発生防止のための委員会、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会、身体拘束等の適正化のための委員会について、開催されていなかったため、今後はそれぞれ定期的開催し、記録に残すこと。
--	---

○ 利用料の受領について、口名の利用料を誤って徴収していた。

○ 利用料の受領について、口名の利用料を誤って徴収していたため、該当期間に過剰に徴収した金額については、返金又は相殺を早急に行うこと。また、入居者口名に対して経緯の説明を行い、記録に残すこと。

(有料老人ホーム)【老人福祉法】

人員及び利用者支援関係

主な指摘事項	指導内容
<ul style="list-style-type: none">○ 他の事業所の職員が夜間帯の対応をしているため、有料老人ホームとして昼夜問わず1名以上職員を配置できていなかった。○ 消防訓練及び避難訓練が実施されていなかった。○ 事故発生記録について、大阪府へ報告されていなかった。○ 入居者等の個人情報を利用するにあたり、文書による同意を得ていなかった。○ 介護等サービス提供に係る契約について、契約書が締結されていなかった。○ 定期的（年2回以上）に自主点検を実施していなかった。○ 苦情相談窓口（設置者及び所管庁）が掲示されていなかった。○ 物置に感染性の廃棄物と清潔品が併置されていた。	<ul style="list-style-type: none">○ 夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制を確保するため、昼夜を問わず1名以上の職員が常勤していること。○ 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に年2回（うち1回は夜間想定）行うこと。○ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、「大阪府有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について」に基づき、大阪府へ速やかに報告すること。また、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。○ 設置者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族等の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得ること。○ 入居契約と同様に介護等サービス提供に係る契約についても、契約書を締結すること。○ 適切な運営を行うために、定期的（年2回以上）に自主点検を行うこと。○ 苦情相談窓口（設置者及び所管庁）を施設内の見やすい場所に掲示すること。○ 感染を防ぐ観点から感染性の廃棄物と清潔品を別々に管理するなど適切に管理すること。

(サービス付高齢者向け住宅)【老人福祉法】

人員及び利用者支援関係

主な指摘事項	指導内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防訓練及び避難訓練が実施されていなかった。 ○ 更衣室が倉庫に転用されていたが変更の届出がされていなかった。 ○ 事故が発生した際に、大阪府へ報告がされていなかった。 ○ 入居者から徴収する費用に課税又は非課税のものが混在していた。 ○ サービス提供者が日中において常駐していない日があった。 ○ 登録申請時に添付された契約書とは異なる契約書で契約が締結されていた。 ○ サービスを提供する職員の資格が確認できなかった。 ○ 入居契約書に住戸番号および契約期間の記載のないもの等が散見された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に年2回（うち1回は夜間想定）行うこと。 ○ 平面図の変更を行った場合は、法第9条第1項に規定する登録事項等の変更を届け出ること。 ○ 住宅内における死亡事故及び負傷等が発生した場合は、発生後、速やかに大阪府へ報告を行うこと。 ○ 入居者から徴収する費用については、課税又は非課税を明確に区分のうえ、適切に徴収すること。 また、登録事項については、適切金額表記（税込み又は非課税）により登録することとし、変更にあたっては法第9条第1項に従い届け出ること。 ○ 一定の資格者等が、当該住宅の敷地及び当該敷地に隣接する土地に存する建物に日中において常駐するよう、適正な職員配置を行うこと。 ○ 登録申請時の契約書により契約を行うこと。なお、契約書を変更する場合は、変更届出を行うこと。 ○ 職員を雇用する際には、資格の確認できる書類を徴収し、資格を確認すること。 ○ 入居契約書には、住戸番号および契約期間を記載すること。また、全入居者の契約書等を確認し、整備しなおすこと。

<p>○ 給湯室内の台所が施錠されており、入居者が自由に利用できていなかった。</p>	<p>○ 台所等の共有スペースについては、入居者が自由に利用できるようにすること。</p>
<p>○ 苦情・虐待等に対する窓口の状況について入居者等が容易に確認できるよう掲示されていなかった。</p>	<p>○ 苦情・虐待等に対する窓口の状況について入居者等が容易に確認できるよう掲示すること。</p>